平成２６年（フ）第３２６６号
大阪府東大阪市長田西１丁目３番18号
破産者　株式会社ジャパンフーズネット
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３４９号
大阪市北区与力町４―８、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区南船場１丁目４番25号
破産者　株式会社エフ・ピー・マネジメント
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１２７号
堺市中区陶器北262番地
破産者　寺田建設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
堺市中区福田412番地27
破産者　近大産業有限会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５８１号
神戸市中央区御幸通２丁目１番６号ジェイルミナ三宮401号
破産者　株式会社イーヴァ
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１５号
兵庫県姫路市広峰１丁目５番12号
破産者　梶浦住宅株式会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３号
長崎県壱岐市石田町久喜触301番地
破産者　司商事有限会社
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２６年（フ）第４４８号
熊本市北区武蔵ヶ丘４丁目18番１―101号
破産者　有限会社弥生商店
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４４９号
熊本県玉名市天水町部田見1214番地105
破産者　有限会社高榮商会
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
茨城県つくば市島名3521番地16
破産者　有限会社ナガイ
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第８１号
茨城県土浦市北神立町１番地15
破産者　東真建設株式会社
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３９号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1980番地156
破産者　ブルースタージャパン株式会社
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８３号
京都市下京区堺町通綾小路下る永原町153番地
破産者　有限会社ヴイ・エス・オー・ピー
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３６号
広島県福山市神辺町大字川北932番地
破産者　佐藤土木株式会社
1　決定年月日　平成26年11月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第７８号
福岡市中央区大名１丁目１番４号大博ビル
破産者　株式会社生活活性研究所
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９号
福岡市中央区大名１丁目１番４号大博ビル
破産者　株式会社ボーテクレール
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０号
福岡市中央区大名１丁目１番４号大博ビル１Ｆ
破産者　株式会社Ｙ．プロジェクト
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３３１号
福岡市博多区金の隈３丁目18番46号
破産者　有限会社第一歩工芸社
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４３８４号
東京都江戸川区鹿骨３丁目８―10
破産者　根建　昭彦
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６００号
長野県安曇野市明科東川手1413番地４
破産者　有限会社鳥羽急送
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６０１号
長野県安曇野市明科東川手1413―４
破産者　鳥羽　文明
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第４６３８号
茨城県牛久市下根町1259番地１
破産者　株式会社テック
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部